



羽の情報便

消費税率が5%から8%に上がるにあたって、3種類の経過措置が講じられています。

(経過措置1: 指定日の前日までに譲渡契約等を行ったことにより適用されるもの)

この経過措置は、指定日の前日までに特定の譲渡契約や請負契約等を行った場合には、その契約に係る売上をたとえ増税後に計上することになっても、その売上については増税前の消費税率で計算して下さいというものです。一般の事業者で考えますと、資産の貸付に関する契約が関係ありそうところ。毎月リース料、あるいは賃借料として支払うリースについて、既存のリース(指定日前から契約して、施行日以降も引続き賃借しているもの)は、引続き旧税率でリース料を計上していくこととなりますので、注意が必要です。消費税率5%から8%へ増税される場合の指定日は平成25年10月1日で、すでに経過してしまっています。それでは、この経過措置はもう関係ないのかというと、それは違います。次の予定である8%から10%に消費税率が増税される場合にも、この経過措置が適用されるからです。10%への増税の指定日は平成27年4月1日ですから、その前日の平成27年3月31日までに契約したものがこの経過措置の対象となります。

(経過措置2: 適用日にまたがる取引について適用されるもの)

新税率適用となる日をまたぐ取引についての経過措置です。新税率適用前に購入・支払いをして、新税率適用日以降に役務の提供を受けるものについては、旧税率でよいという内容です。前売券や定期券の類は、税率アップ前に購入しておけば、旧税率が適用となりますので支払金額を抑えることができます。但し、スイカ等のICカードのチャージについては意味がありません。チャージは単に現金をICカードの情報へ書き換えるだけで、実際に乗車時にはじめてICカード内の金額が消費されるからです。その意味では、新税率適用前後のチャージ金額の経理処理には気をつける必要があります。その他、水道光熱費の請求書等で平成26年4月に受取るものについても経過措置がありますので、書面の消費税率をよく確認して入力処理するようにしましょう。

(経過措置3: 消費税額の計算について適用されるもの)

適用日に行った課税資産の譲渡等または課税仕入等について、適用日以後に一定の計算を行う場合には旧税率により計算して下さいというものです。例えば、5%時代に仕入れたものについて、8%適用日以後に値引きの通知があった場合、その値引き額は8%ではなく5%で計算するという事です。仕入に係る対価の返還等は、仕入値引・返品・仕入割戻・仕入割引をいい、売上に係る対価の返還等も同様に売上値引・返品・売上割戻・売上割引を言います。実際これらの取引をする場合には、これらの計算書や通知書に消費税率を明記することが必要となってきます。貸倒損失が生じた場合には、その貸倒の基となった債権(売掛金など)がいつ発生したのかを帳簿書類や当時の請求書から探り当てて、税率を確認する作業が必要となります。

消費税増税対策について②

今月のコラム



今月は二週に渡って、記録的な大雪に見舞われまし。下旬に差し掛かるうとしていますが、まだまだ雪には警戒が必要なようです。

雪の降る日に歴史は変わると言われています。忠臣蔵として名高い赤穂浪士の討ち入り、幕末に時の大老井伊直弼が暗殺された桜田門外の変、政府首脳や政府機関が多数襲撃された2・26事件、これら江戸・東京を舞台にした歴史上の大きな事件に共通する天候は、いずれも雪でした。

では、それぞれ雪はいつ頃降ったのでしょうか。三つの事件が起こった日をすべて新暦で表してみると、赤穂浪士の討ち入りが一七〇三年一月三〇日、桜田門外の変が一八六〇年三月二四日、そして2・26事件が一九三六年二月二六日となり、暦の上では真冬ではなく、いずれも冬の終わりから春先にかけてであることが分かります。

そんな雪と歴史の関わりも遠い昔話になりました。私が子供の頃は、雪が降ると表に飛び出して雪だるまや雪合戦に夢中になっていました。今では少子化で子供が少なくなり、雪道を飛び回る子供の姿もほとんど見受けられません。また雪が積もると大変なのは、道路の雪掻きです。一頃前までは、道路の雪掻きを隣近所が一斉にはじめて声をかけあっていました。今ではその年配の方達は高齢になって、道の雪を掻く者は少なくなりました。ひしひしと振りしきる雪を見ながら、そんな時代の流れを思い出します。雪は振り癖があり、いったん降ると続くと言われています。雪は振り癖がそう言えば都知事選も雪でしたね。

でも、この頃地球温暖化により、この雪も信じられない時は降るもの、時を持って降るべき時に降らなくなってしまいました。急激な天候の変化に、私たちはしっかりと対応するため一層体調管理を意識しないといけません。



会計経理事務コストを大幅カット!

— 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします —

◆ 記帳代行サービス料金

個人： 入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人： 入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆ 伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～
◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

確定申告のご準備は万全に!



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。



お客様からのQ & A



「医療費のお知らせ」というのは、健康保険を使って治療などを受けた組合員に対して、医療費の節約や医療機関の不正請求のチェックなどを目的として、その組合が補てんした費用を通知するための書類です。ですから、これは、領収書とはいえないのです。

もし、どうしても控除を受けたいとお考えでしたら、医師等から領収書を再発行してもらう必要があります。

「医療費のお知らせ」は、領収書の代わりにはなりませんので、医療費控除を受けることはできません。

医療費控除を受ける場合には、医療費についてこれを領収した者のその領収を証する書類の確定申告への添付又は当該申告書の提出の際、提示しなければならぬことになっていま

「医療費のお知らせ」は、領収書の代わりにはなりませんので、医療費控除を受けることはできません。

医療費控除を受けるためには、必ず領収書が必要ですか？

これまで医療費の領収書を保存しておりましたが、このたび健康保険組合から「医療費のお知らせ」が届き、自己負担額が一〇万円を超えていたので、医療費控除を受けたいと思っています。この場合、「医療費のお知らせ」は領収書の代わりになりますか？

医療費控除を受けるためには、必ず領収書が必要ですか？

税金・保険のまめ知識 (第80回) 被保険者の種別 (1号2号3号被保険者とは?)

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて国民年金に加入し、将来、基礎年金を受けます。国民年金では加入者を3種類に分けています。

(第1号被保険者)

20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人等、第2号被保険者、第3号被保険者でない者が第1号被保険者です。国民年金の保険料は、本人または保険料連帯納付義務者である世帯主・配偶者のいずれかが納めます。また、(1)日本国内に住所を有する20歳以上65歳の厚生年金、共済年金などの老齢年金を受けられる人(2)日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人(3)外国に住んでいる20歳以上60歳未満の日本人など、希望して国民年金に任意加入する人も第1号被保険者と同様の取扱いとなります。

(第2号被保険者)

国民年金の加入者のうち、民間会社員や公務員など厚生年金、共済の加入者を第2号被保険者と言います。この人たちは、厚生年金や共済の加入者であると同時に、国民年金の加入者にもなります。加入する制度からまとめて国民年金に拠出金が支払われますので、厚生年金や共済の保険料以外に保険料を負担する必要はありません。なお、65歳以上の被保険者、または共済組合の組合員で、老齢基礎・厚生年金、退職共済年金などの受給権がある人は第2号被保険者とはなりません。

(第3号被保険者)

国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万円未満の人)を第3号被保険者と言います。保険料は、配偶者が加入している厚生年金や共済組合が一括して負担しますので、個別に納める必要はありません。第3号被保険者に該当する場合は、事業主に届け出る必要があります。



2月の税務カレンダー

- 2月10日(月)
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 2月28日(金)
・前年12月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税>
・3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
・6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
・法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- ・消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- ・前年分所得稅の確定申告(2月17日から3月17日まで)
- ・前年分贈与税の申告(2月3日から3月17日まで)
- ・固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付



生命保険の基礎知識(16)

~保険の約款を読んだことありますか?~

第3分野保険とは?

第三分野保険とは、第一分野保険(生命保険)、第二分野保険(損害保険)のどちらにも属さない保険のことです。

主な第三分野保険としては、「医療保険」、「疾病保険(がん保険など)」、「介護保険」があります。

基本的には、生命保険は生命保険会社、損害保険は損害保険会社しか取り扱うことができませんが、第三分野保険はどちらの保険会社も扱うことができます。

医療保険の加入を検討する場合、生保の医療保険にするか損保の医療保険にするかで迷うかもしれませんが、どちらが良いという事はありませんので、それぞれの保険商品を比べてみて決めるのが良いと思います。



ちよつとコーヒーブレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(54)

ジャンナーの法則



年をとると、1年が早く過ぎるような感覚には「ジャンナーの法則」というものがあります。

19世紀のフランスの心理学者ポール・ジャンナー(1823~1899)が提唱したもので、人が感じる月日の流れや過去を振り返ったときの時の流れの早さに対する感覚は若い頃は遅く、年をとるにつれて短く早く感じるようになるというものです。

ジャンナーによると、6歳にとって1年の長さは人生の6分の1ですが、60歳にとっての1年間は人生の60分の1になる為、1年間という時間の感覚が60歳は6歳に比べて10倍早く感じられる、というものです。この法則では10歳が感じる2ヶ月と60歳が感じる1年は同じということになります。

この法則は時間心理学によると月日の流れが早く感じる要因として、感受性が豊かな子どもの頃の経験は新鮮な驚きに満ちているため、経験の内容が豊富で長く感じられ、大人になるにつれ新しい感動が少なく単調になり、早く時が過ぎるように感じる事が挙げられます。

